

令和 3 年度予算概算要求・税制改正・ 機構定員要求概要（内閣府防災担当）

**令和 2 年 9 月
内閣府政策統括官（防災担当）**

目 次

I.	概算要求等における内閣府防災の重点事項	01
II.	令和3年度内閣府防災部門概算要求	
	内閣府防災部門概算要求のポイント	02
	内閣府防災部門概算要求総括表	03
	地震対策の推進	04
	火山災害対策の推進	05
	土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	06
	防災計画の充実のための取組推進	07
	実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	08
	防災を担う人材の育成、訓練の充実	09
	社会全体としての事業継続体制の構築推進	11
	多様な主体の連携促進	12
	中央防災無線網の整備・維持管理等	13
	立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	14
	現地対策本部設置に係る施設の改修	15
	災害対策本部予備施設[備蓄倉庫新築]	16
	防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム	17
	災害対応業務標準化の推進	18
	南海トラフ地震等に関する応急対策活動の具体計画の実効性検証	19
	防災情報の収集・伝達機能の強化	20
	避難対策の推進	21
	[被災者支援に関する総合的対策の推進、要支援者の避難に係る個別計画の策定の推進]	
	被災者支援の推進	23
	[被災者支援手続のデジタル化、被災者生活再建支援等データベース構築、被災者支援・復興対策の推進]	
	被災者生活再建支援金補助金	27
	災害救助費等負担金	28
	災害弔慰金等負担金	29
	災害援護貸付金	30
	国際関係経費	31
	特定地震防災対策施設運営費補助金	32
III.	令和3年度内閣府防災部門税制改正概要	
	令和3年度税制改正概要	37
IV.	令和3年度内閣府防災部門機構・定員要求概要	
	令和3年度機構・定員要求概要	42

令和3年度概算要求等における内閣府防災の重点事項

(予算要求、機構・定員要求、税制要望)

<感染症対策も踏まえた防災対策の推進>

災害を通じて得られた教訓を踏まえ、必要な制度の見直しもあわせ、以下の事項に重点的に取り組む。

① 避難対策の強化

<予算要求>

- ・要支援者の避難に係る個別計画の作成推進【57百万円】
- ・コロナ対策を踏まえた避難所運営等の調査・検討【35百万円】
- ・コロナ対策を踏まえた地区防災計画の作成促進【30百万円】
- ・首都圏等における大規模水害時の広域避難や、水害・土砂災害からの住民の主体的な避難行動の促進に係る検討【70百万円】
- ・「災害が発生するおそれ」の段階で国の対策本部が設置された場合における広域避難等の円滑化

制度見直しの方向性

避難指示・勧告の一本化、個別計画の位置づけ 等

② 被災者支援の充実

<予算要求>

- ・罹災証明書の発行手続等のデジタル化推進【750百万円】
- ・被災者生活再建支援等データベース構築【130百万円】

制度見直しの方向性

被災者生活再建支援制度の「半壊」の一部への拡充

③ 防災体制の充実・強化

<機構・定員要求>

避難対策の強化、被災者支援の充実等の観点から、人員・組織を拡充

制度見直しの方向性

「災害が発生するおそれ」の段階での国の対策本部設置 等

④ その他災害応急対応

<予算要求>

- ・病院船に係る調査検討【60百万円】
- ・プッシュ型支援物資の備蓄倉庫新築【487百万円】

令和 3 年度内閣府防災部門 概算要求

内閣府防災部門概算要求のポイント

令和3年度概算要求額 10,780 百万円

(前年度予算額 8,185 百万円)

(内訳)	○災害予防	1,044 百万円	(876 百万円)
	○災害応急対応	2,770 百万円	(1,326 百万円)
	○災害復旧・復興	6,207 百万円	(5,266 百万円)
	○その他	759 百万円	(717 百万円)

災害予防

- 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における防災・減災対策や大規模地震発生時の帰宅困難者対策を検討・推進する。
- 火山監視観測・調査研究体制の整備、火山専門家の技術的支援、広域噴火災害対策、突発噴火時の緊急避難対策等の火山災害対策を検討・推進する。
- 首都圏等における大規模水害時の広域避難や、水害・土砂災害からの住民の主体的な避難行動の促進に係る検討を行う。
- 事前防災・減災推進のため、地域の防災意識向上に関する共助の取組促進、防災スペシャリストの人材育成、人材の能力評価の仕組みの検討や、民間企業等の事業継続体制の構築、官民連携による防災活動の取組推進等を図る。

・土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進 100百万円(66百万円)
・実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進 155百万円(125百万円)
・防災を担う人材の育成、訓練の充実 287百万円(210百万円) 等

災害応急対応

- 官民連携により災害対応における先進技術の導入等を推進するほか、大規模災害時に被災情報や避難所の情報などを集約・地図化し、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チーム(ISUT)の機能強化を行う等、災害対応業務の標準化を推進する。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する応急対策活動の具体計画策定のための調査・検討、南海トラフ地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画の実効性の確保・向上、病院船の活用に関する検討を踏まえた大規模災害時における船舶医療等の実効性の検証等を行う。
- 中央防災無線網の運用監視、各種設備の点検、補修及び整備、各省庁間でテレビ会議が可能となるよう装置の新設、また、物資調達・輸送調整等支援システムの整備や、災害対策本部予備施設等の維持管理、備蓄倉庫棟の新築、現地対策本部施設の改修を行う。
- 「災害が発生するおそれ」の段階で国の対策本部が設置された場合において広域避難等の円滑化を図る。

・災害対応業務標準化の推進 120百万円(29百万円)
・南海トラフ地震等に関する応急対策活動の具体計画の実効性検証 89百万円(83百万円) 等

災害復旧・復興

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組の検討調査を行い、避難行動要支援者の避難に係る個別計画作成の推進を図る。
- 被災者台帳の整備促進や罹災証明書が発行業務の迅速化など被災者支援手続のデジタル化により、避難対策の推進を図る。
- 被災者の生活再建支援の迅速化のため、支援制度を一元的に集約したデータベースの構築等を行う。
- 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)、災害救助法(昭和22年法律第118号)等に基づく各種補助等を行う。

・避難生活の推進 92百万円(31百万円) ・被災者支援の推進 927百万円(47百万円)
・災害救助費等負担金 4,280百万円(4,280百万円)
・被災者生活再建支援金補助金 600百万円(600百万円) 等

その他

- 複合化する近年の自然災害に対して被害の最小化のため、他国の好事例や各国の高度な防災システムについて日中韓防災担当閣僚が情報交換等を行うことにより国際協力の推進を図る。

・国際関係経費 262百万円(248百万円)
・一般事務処理経費等 246百万円(218百万円) 等

令和3年度 内閣府防災 概算要求総括表

(単位:百万円)

区 分 (主要事項名)	2年度 予算額	3年度 概算要求	対前年 増△減額
○ 災害予防	876	1,044	168
地震対策の推進	230	230	0
火山災害対策の推進	172	172	0
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	66	100	34
防災計画の充実のための取組推進	10	10	0
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	125	155	30
防災を担う人材の育成、訓練の充実	210	287	78
社会全体としての事業継続体制の構築推進	33	59	26
多様な主体の連携促進	29	29	0
○ 災害応急対応	1,326	2,770	1,444
中央防災無線網の整備・維持管理等	780	1,238	458
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理、現地対策本部に係る施設改修等	110	706	595
災害対応業務標準化の推進	29	120	91
南海トラフ地震等に関する応急対策活動の具体計画の実効性検証	83	89	6
防災情報の収集・伝達機能の強化	324	618	294
○ 災害復旧・復興	5,266	6,207	941
避難対策の推進	31	92	61
被災者支援の推進	47	927	880
復興対策の推進	18	18	0
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
災害救助費等負担金	4,280	4,280	0
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	150	150	0
○ その他	717	759	42
国際関係経費	248	262	14
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0
一般事務処理経費等	218	246	28
合 計	8,185	10,780	2,595

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※ 上記要求額には、内閣官房一括計上される、総合防災情報システム(5.5億)及び被災者生活再建支援等データベース(1.3億円)が含まれる。

※ 復興庁一括計上(東日本大震災分)として、被災者生活再建支援金補助金46億円及び災害救助費等負担金等22億円を要求している。

地震対策の推進

令和3年度概算要求額 230百万円 (230百万円)

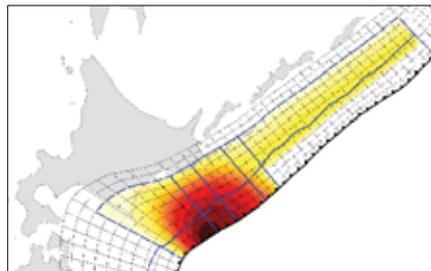
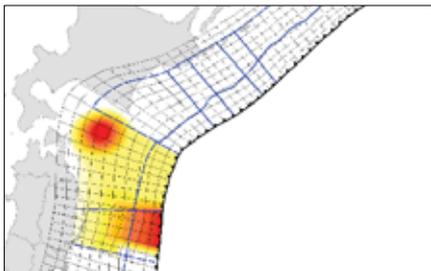
事業概要・目的

東日本大震災の教訓等を踏まえ、甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれがある大規模地震について、総合的な防災対策を検討するための基礎調査として、地震動・津波の推定、被害想定・対策の検討等を行います。令和3年度の事業概要は以下の通りです。

- 日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの地震動・津波に対する防災対策について検討を行います。
- 南海トラフ地震について最新の知見を踏まえた防災対策の検討を行います。
- 首都直下地震対策に係る施策の進捗状況の分析等を行い、今後の防災対策の検討を行います。
- 首都直下地震等の発生に備え、一時滞在施設の確保や発災時の適切・円滑なオペレーションに資する帰宅困難者対策について検討を行います。

事業イメージ・具体例

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策について、ワーキンググループにおける被害想定や防災対策の検討を踏まえ、防災対策推進基本計画の見直しに必要な具体の検討を行います。
- 南海トラフ地震防災対策について、最新の科学的知見を収集し地震モデルの点検を行うとともに、各施策の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえた検討を行います。
- 首都直下地震対策に係る施策の進捗状況の分析等を行い、火災による人的被害の軽減等の集中的に取り組むべき課題や長期的に取り組むべき課題について改善方策等を検討します。
- 首都直下地震における帰宅困難者発生時の円滑な対応を実現するため、既存ガイドラインの改定等、具体的対応の検討に必要な調査検討（実態把握調査、対応方策検討、会議運営等）を行います。



日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波断層モデル
(断層のすべり量分布 左:三陸・日高沖モデル、右:十勝・根室沖モデル)



帰宅困難者の発生(イメージ)

期待される効果

- 日本海溝・千島海溝沿いの防災対策の検討により、地震動・津波による被害の軽減を図ります。
- 南海トラフ沿いで発生する恐れのある巨大地震に対して、発災時の円滑かつ迅速な防災対策を検討することにより被害の軽減を図ります。
- 首都直下地震に係る減災目標の達成に向け、効率的な防災対策の検討が可能となります。
- 帰宅困難者対策等により、発災時の適切な避難誘導・被災者支援等が実現され、被害の軽減を図ります。

火山災害対策の推進

令和3年度概算要求額 172百万円 (172百万円)

事業概要・目的

「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」（平成27年3月）及び「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」（平成27年7月成立）を踏まえ、火山防災体制を強化するため、各種施策を推進します。

令和3年度の事業概要は以下の通りです。

- 火山専門家を活用する仕組みの構築、火山専門家の育成、監視観測・調査研究体制の整備について検討します。
- 火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引等を用いた研修の開催等の火山専門家による技術的支援等を行います。
- 「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告等を踏まえ、関係省庁等の対策の具体的検討のとりまとめと住民等の避難に関する国等の対応の検討を行います。
- 突発噴火時の緊急避難対策を推進するため、集客施設等における避難確保計画作成の支援等を行います。

事業イメージ・具体例

- 火山専門家を活用する仕組みの構築、火山専門家育成、監視観測・調査研究体制の整備に関する検討

- ①火山防災対策会議等の開催
- ②火山専門家の連絡・連携会議の開催

- 火山専門家による技術的支援

- ①火山防災エキスパート制度の運用
- ②火山防災協議会等連絡・連携会議の開催
- ③指針・手引き等を用いた研修の開催

- 広域噴火災害対策の検討

- ①ワーキンググループの報告等を踏まえ、降灰対策について、関係省庁等の対策の具体的検討のとりまとめと住民等の避難に関する国等の対応の検討

- 突発噴火時の緊急避難対策の推進

- ①モデルとなる集客施設等における避難確保計画の作成を支援
- ②支援から得られた知見を踏まえた事例集等の拡充



広域噴火災害(降灰)のイメージ



火口周辺の集客施設の例

期待される効果

- 火山の監視観測・調査研究体制の整備、広域噴火災害時の具体的な防災対応の策定、突発噴火時の緊急避難対策の促進等により、火山災害時の国及び地方公共団体の対応力が向上し、被害の軽減が期待されます。

土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

令和3年度概算要求額 100百万円（66百万円）

事業概要・目的

近年の災害の激甚化等を踏まえ、避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念される首都圏等における、洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等を検討しています。令和3年度の事業概要は以下の通りです。

- 近年の豪雨を踏まえ、住民の避難行動を推進するための検討を実施します。
- より実効性のある広域避難の在り方等の検討を推進するため、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」の報告（平成30年3月）等で提示された基本的な考え方や定量的な算出手法に基づき更なる検討を行います。

事業イメージ・具体例

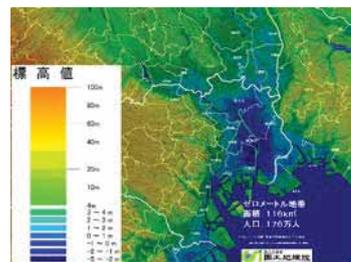
- 近年の豪雨を踏まえ、住民の主体的かつ早期の避難行動を推進するうえでの課題や必要な方策の検討等を行います。
- 首都圏等における大規模水害からの広域避難にかかる関係機関間の連携・役割分担のあり方を踏まえ、より実効性のある広域避難のオペレーションに関する検討を行います。
 - ①排水効果を考慮した検討
 - ②気象条件や鉄道の運行状況の変化等を踏まえた検討 など



令和元年東日本台風
千曲川堤防決壊による浸水状況
（長野県長野市）



令和元年東日本台風
地すべりによる被災状況
（群馬県富岡市）



首都圏のゼロメートル地帯

期待される効果

- 災害時にとるべき行動の理解・判断を支援することにより、住民の主体的な避難行動が促進されます。
- 大規模水害発生時の首都圏等における具体的な避難計画の立案にあたり、国・地方公共団体が直面している課題を解決することにより、人的被害が軽減されます。

防災計画の充実のための取組推進

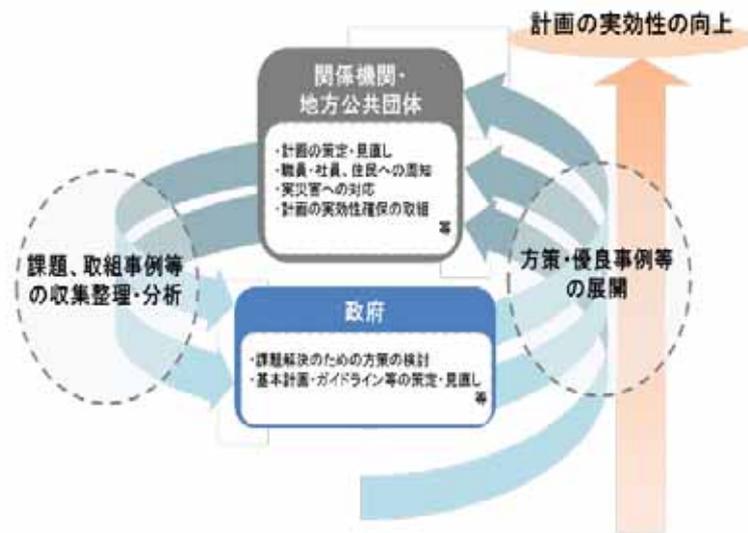
令和3年度概算要求額 10百万円（10百万円）

事業概要・目的・必要性

- 中央防災会議においては、各種の大規模災害に関する基本計画を策定し継続的に見直しを行っており、これらの見直しを踏まえ、指定行政機関や指定公共機関、地方公共団体等において、当該計画の趣旨を自らが策定する防災計画に適切に反映し、定期的に見直しを行うことが必要です。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、最大クラスの地震・津波による被害想定や防災対策の検討など、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」の見直しに向けた検討が進められており、見直しにあたっては、地方公共団体等の現行の計画に基づく取組等からのフィードバックも踏まえ、基本計画を実行性のあるものにすることが重要です。
- また、令和元年房総半島台風の災害対応の検証等を踏まえた令和2年5月の「防災基本計画」の修正では、地方公共団体間における災害時の協定事例の共有など、協定締結に向けた取組推進の必要性を位置付けたところです。
- こうした状況を踏まえ、本事業では、関係機関・地方公共団体の計画に基づく取組事例や課題の収集整理・分析、課題解決のための方策の検討等により、各種の基本計画の実効性の向上を図っていきます。

事業イメージ・具体例

- 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」の見直しに向けて、地方公共団体等の現行の計画に基づく取組状況や課題、過去の災害での教訓や積雪・寒冷地域特有の防災対策事例等を収集・調査し、より実効性のある計画内容、課題解決に向けた方策等の検討・とりまとめを行います。
- 地方公共団体間における協定の締結等の連携・協力体制の現状や課題等を調査し、更なる実効性の確保・向上に向けた検討を行い、地方公共団体や関係機関に展開します。



期待される効果

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の各種の大規模災害に関する基本計画の実効性を確保することにより、大規模災害に対する防災対策を推進します。

実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進

令和3年度予算案 161百万円（131百万円）

事業概要・目的

- 近年、災害が激甚化する中、国民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」意識を醸成するため子供の頃からの防災教育を促進する。
- あらゆる自然災害に備える「防災意識社会」の構築に向け、防災情報を網羅的・一元的に集約したポータルサイト「TEAM防災ジャパン」により情報を発信するなど、幅広く普及啓発を行い、国民に対する実践的な防災行動の推進を図る。
- 行政、企業・団体、学術界、地域、ボランティア等多様な主体が一堂に会し、取組や知見の発表を通じて、防災を実践的に学ぶ、「防災推進国民大会」を実施するほか、津波防災について、津波被害が軽減されるよう、防災意識の向上を図る。
- 自助、共助による地域の防災活動を促進するため、地区防災計画の好事例づくりや事例集の作成、地域の有識者等が住民等の計画作成を支援する仕組みの構築や支援人材の育成を図る。（中央防災会議防災対策実行会議を受けて開催された高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ中間とりまとめ案）

事業イメージ・具体例

実践的な防災行動推進のための取組

防災教育の推進

「自らの命は自らが守る」意識の醸成

- ✓ 防災教育チャレンジプランの実施
- ✓ 防災ポスターコンクールの実施
- ✓ 防災教育コンテンツの提供など

防災意識社会の構築

国民の防災意識の向上・定着

- ✓ 防災に関する情報の収集・発信
- ✓ 防災推進国民大会の開催
- ✓ 津波防災の日イベントの開催
- ✓ 官民連携の取組促進など

自助・共助意識の向上

自助、共助による地域の自発的な防災活動の促進

- ✓ 地区防災計画の策定を支援する地域の防災関係有識者や自治体職員等の支援人材の育成
- ✓ 地区防災計画の好事例づくりや事例集の作成・横展開など

様々なチャネルを通じた取組

国民全体に対する実践的な防災行動の推進

期待される効果

- 「自らの命は自らが守る」自助の意識や地域で助け合う共助の意識が醸成された地域社会が構築されることで、国民一人ひとり、そして地域全体の防災力が高まり、災害被害の軽減が図られる。

防災を担う人材の育成、訓練の充実①

令和3年度概算要求額 202百万円（125百万円）

事業概要・目的

「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国・地方のネットワークを形成できる人」を育成するために、国の職員や地方公共団体等の職員に対する研修を行います。

また、人材を育成する研修内容の充実についての検討を行う検討会を開催するなど、体系的な人材の育成を実施します。

更に、コロナ禍により対面型の訓練・研修が困難な状況においても、自治体職員等の災害対応力が強化できる研修ツールの整備等を実施します。

事業イメージ・具体例

- 地方公共団体等の職員に対して、内閣府防災でOJT研修や防災に関する研修を行います。
- 国・地方公共団体の職員に対して、「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用した研修や各地域へ出向いた研修を行います。
- 災害対応に関する人材を育成する研修内容の充実についての検討会を開催するとともに、研修内容及び運営方法の見直し、研修指導要領の整備やインターネットを通じた研修など、防災に係る人材の育成について総合的に検討、実施します。
- コロナ禍においても、市区町村等の職員がいつでもどこからでもアクセスでき、必要な知識を得られるオンライン学習プログラムを整備します。
- コロナ禍での災害時に自治体間の応援・受援要員を迅速に厳選するため、災害対応に求められる能力を客観的に評価できる仕組みを検討します。



(R元年度「有明の丘基幹的広域防災拠点」における研修の状況)



(R元年度熊本県における地域研修の状況)

期待される効果

- 国及び地方において、危機事態に迅速・的確に対応できる人材が育成され、災害対応能力が向上するとともに、組織の取り組みにより、組織としての災害対応能力の向上が図られます。
- 研修等を通じて職員間のネットワークが構築され、国・地方公共団体及び地方公共団体相互が緊密に連携した広域的な災害対応が可能となります。
- コロナ禍でも自治体等の職員の災害対応能力の強化が図られるとともに、災害発生時の応援・受援職員を迅速に厳選することが可能となります。

防災を担う人材の育成、訓練の充実②

令和3年度概算要求額 85百万円（85百万円）

事業概要・目的

- 災害発生時には、防災関係機関が一体となって対応する必要があり、災害対策基本法、防災基本計画等においても防災訓練の実施が定められています。
- 「総合防災訓練大綱」に定められる各種防災訓練を実施することで、
 - ・ 防災関係機関の組織体制の機能確認と実効性の検証
 - ・ 平時からの防災関係機関等相互の連携強化
 - ・ 防災計画等の課題を発見し継続的な改善
 - ・ 住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上
 - ・ 行政機関、民間事業者の各防災担当者の日常の取組についての検証を図ることを目的とします。

事業イメージ・具体例

- 政府が実施する防災訓練等（主なもの）
 - ①「防災の日」（9月1日）総合防災訓練
官邸での政府本部運営訓練、政府現地調査訓練を実施する。
 - ②緊急災害対策本部事務局運営訓練
緊急災害対策本部事務局における業務及び関係機関との連携についての訓練を実施する。
 - ③緊急災害現地対策本部運営訓練
緊急災害現地対策本部の運営及び各地域で関係地方公共団体等との連携についての訓練を実施する。
 - ④地震・津波防災訓練
地震・津波防災を国民運動へ展開するために、「津波防災の日（11月5日）」の前後に、地域住民を対象にした津波防災訓練を実施する。
 - ⑤自然災害対処能力の向上に資する訓練等の充実
近年の災害の教訓を踏まえ、災害対応における課題を抽出し、地方自治体の災害対応能力の向上を図るため、訓練、研修を充実する。



(R1政府本部運営訓練の状況)



(R1緊急災害現地対策本部運営訓練の状況)

期待される効果

- 訓練を通じた課題抽出・改善、防災関係機関の連携強化により災害対応力の向上が期待されます。
- 多数かつ多様な主体が参加する訓練の実施により防災意識の向上が期待されま

社会全体としての事業継続体制の構築推進

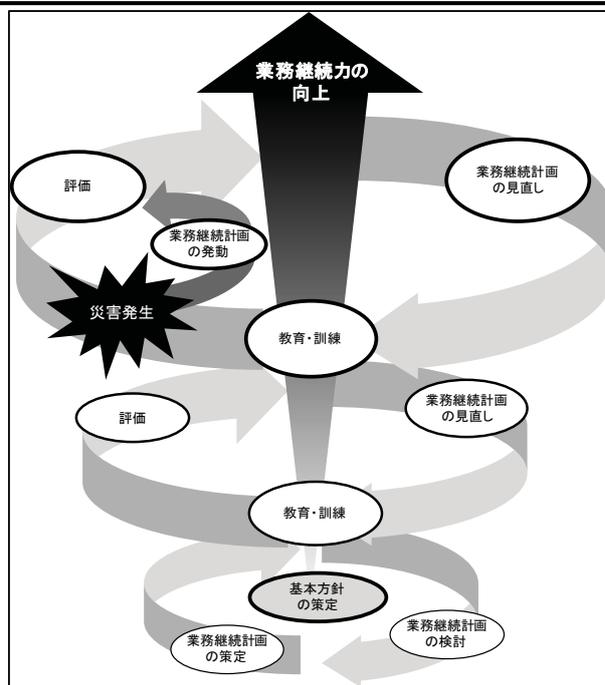
令和3年度概算要求額 59百万円（33百万円）

事業概要・目的

- 首都直下地震や南海トラフ地震等の発生に備え、災害時に国民生活等への影響を最小化するため、社会全体の事業継続体制を強化する必要があります。
- 中央省庁の事業継続体制については、政府業務継続計画に基づき、有識者による省庁業務継続計画の評価を行い、当該評価等を勘案して、省庁業務継続計画等を見直すなど、その実効性を確保する必要があります。
- 民間企業等の事業継続体制については、積極的に取り組む企業がある一方、取組を行っていない企業も多く存在しており、民間企業等の自発的な防災の活動の取組を促進する必要があります。併せて、自然災害により発生する経済的な損失を見込んだり、複合災害による経営資源への影響を考慮しながら備えを促進する必要があります。
- 令和3年度においては、これらの課題に対応するため、引き続き社会全体としての事業継続体制の構築の推進に取り組めます。特に新型コロナウイルス感染症の拡大等により、企業におけるBCPの策定や運用の見直しの必要性が高まっているため、現在のガイドラインの改定を見据えた調査・検討を行います。

事業イメージ・具体例

- ①中央省庁における事業継続体制の確保
 - ・省庁業務継続計画に係る有識者による評価及び評価結果に基づいた同計画の見直し等に係る調査
- ②民間企業等の事業継続体制の構築及び災害リスクマネジメント力向上の取組推進
 - ・民間企業等の事業継続体制（BCPの策定状況）に関する実態調査
 - ・事業継続ガイドラインの改訂に関する検討・調査
 - ・自然災害に対する事前対策の効果を把握する参考指標の作成



期待される効果

- 社会全体の事業継続体制が構築されることにより、大規模災害時における国民経済及び国民生活への影響を低減することができます。

多様な主体の連携促進

令和3年度概算要求額 29百万円 (29百万円)

事業概要・目的

- 「ボランティア元年」と呼ばれる平成7年の阪神淡路大震災では、全国から約140万人の人々がボランティアとして駆け付け、復旧・復興の大きな原動力として認識され、災害対策基本法に、行政が「ボランティアの環境整備に努める(H7年)」、「連携に努める(H25年)」旨規定された。
- 東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨等の被災者支援においても、ボランティアや多様な専門技能を持つNPO等が大きな役割を果たしており、今後発生が懸念される南海トラフ等の大規模災害への対応において、その重要性はますます高まっている。
- また、平成30年7月豪雨等の災害を受け、「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、行政・NPO・ボランティア等の三者連携の強化及びコーディネート人材の育成により、地域の災害対応力の向上を図るべきとされている。
- こうした現状に鑑み、被災者支援を円滑・効率的に実施するため、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携の強化、更なる裾野の拡大等を推進しつつ、研修や訓練の実施等により多様な被災者支援主体間の連携をコーディネートする人材の育成を図る。

事業イメージ・具体例

(1) 行政・ボランティア・NPO等の実践的な多様な被災者支援主体間の連携体制の構築・強化

- 被災者一人ひとりに寄り添った支援を円滑に行うため、行政・災害ボランティアセンター(社会福祉協議会)・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携体制を構築・強化。
- 平時・発災時に連携して行うべき事項を特定し、連携して行う作業の手順等を整理するなど、体制構築・強化のためのガイドラインを作成。
- 連携体のない都道府県がまだ4団体あるところ、自治体と協働して、連携体制構築・強化のための研修会などを加速度的に実施するほか、市町村域の連携モデルや広域連携モデルとなる連携体制構築モデル事業を実施。
- 連携の基礎が一定程度ある自治体に対し、連携のコーディネーター「中核人材」として必要なスキルを集中的に学ぶための研修を実施。

(2) ボランティアの裾野拡大

- 行政・ボランティア・NPO等間の意見交換や取組発表の場を設け、ボランティアの裾野拡大を推進する。特に、福祉、教育、まちづくり系の分野の巻き込みを図る。

期待される効果

- 首都直下、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、多様な被災者支援主体間の連携体制の強化、コーディネート人材育成をすることで、平時から、応急・復旧、復興まで各フェーズにおける円滑・効率的なボランティア活動の推進をするとともに、各地域の防災力の向上が図られる。

中央防災無線網の整備・維持管理等

令和3年度概算要求額 1,238百万円（780百万円）

事業概要・目的

中央防災無線網について、無線網の運用監視、各種設備の点検、補修及び整備を行うとともに、各省庁間でテレビ会議が可能となるよう装置の新設を行う。

- ・ 障害が発生している設備に対し、喫緊に補修等による延命化を行い、また、老朽化で補修等ができない設備を更新することにより中央防災無線網の機能維持を図る。
- ・ 追加指定された指定公共機関への設備整備により全国の防災関係機関相互の通信網を構築する。

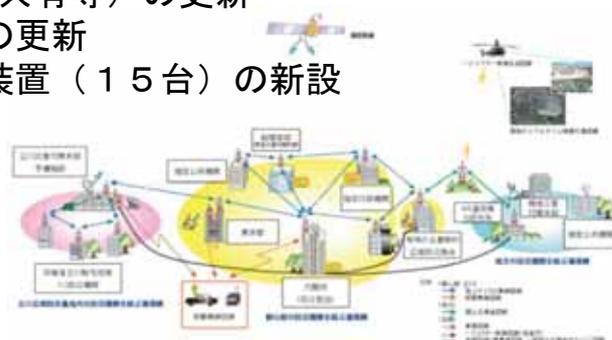
- 中央防災無線網の円滑な運用・維持管理
- 新指定公共機関等への中央防災無線網の構築
- 老朽化した設備の更新

- ・ コロナ禍での災害発生時に各省庁職員の密集を避けるため、災害時でも確実に使用できる中央防災無線網を使用したテレビ会議装置を整備する。

- 中央防災無線網省庁間テレビ会議装置の新設

事業イメージ・具体例

- 中央防災無線網設備の監視・点検・補修・リース契約・通信回線使用料等
- 中央防災無線網の円滑な運用のための設備の整備
 - ・ 新指定公共機関（4機関）への衛星通信設備整備（4台）
 - ・ 気象庁新庁舎への地上系及び衛星通信設備整備
 - ・ 中防WEBシステム（メール、イントラ、ファイル共有等）の更新
 - ・ 災害対策予備施設用PC（127台）の更新
 - ・ 各省庁への中央防災無線網テレビ会議装置（15台）の新設



期待される効果

- 首都直下地震や南海トラフ地震など大規模災害発生時に指定行政機関及び指定公共機関など全国の防災関係機関相互の通信を確保することで、政府の迅速かつ円滑な災害対応に寄与する。

立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等

令和3年度概算要求額 117百万円（110百万円）

事業概要・目的

○災害対策本部予備施設（立川）の維持管理

災害対策本部予備施設は、首都直下地震等の大規模災害で都心関係施設（官邸等）が甚大な被害を受けた場合に備え、国の災害対策本部機能、内閣府（中央合同庁舎第8号館）の防災専用の通信統制・情報処理のバックアップ機能等を持つ施設になります。

大規模災害に備え、当該施設の維持管理を適切に行います。

○東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の維持管理

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点は、首都圏において大規模災害が発生した際の、政府の現地対策本部機能、救助活動や物資搬送等の拠点としての機能を持つ施設になります。

大規模災害に備え、当該施設の維持管理を適切に行います。

事業イメージ

○施設外観、位置

災害対策本部予備施設

（立川）



東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設

（有明の丘）



（東扇島）



○維持管理等に要する経費の概要

光熱水費、雑役務費（警備、点検保守、清掃業務）、修繕費等
特に令和3年度においては、各施設における災害対策本部要員・災害現地対策本部要員の活動確保に必要な新型コロナウイルス感染防止用の備品を購入します。

期待される効果

○各施設を適切に保全することによって、各施設の機能を十分に発揮することができ、大規模災害発生時において、政府として迅速な災害対応行うことが可能となります。

現地対策本部設置に係る施設の改修

令和3年度概算要求額 101百万円（新規）

事業概要・目的

- 政府は、大規模地震が発生した場合に、災害から住民の生命、身体及び財産を保護するために、災害対策基本法に基づき現地対策本部を設置し、迅速かつ的確に初動対応や災害応急対策の調整等を行うこととしています。
- これまでも大規模地震による被害が甚大となると想定される場所等において、現地対策本部の整備を実施してきています。
- 日本海溝・千島海溝型周辺地震が発生した場合に、現地にて初動対応を迅速に行うためにも、岩手県において現地対策本部の整備が急務となっています。

事業イメージ

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の現地対策本部設置に係る施設の改修

岩手県（盛岡第二合同庁舎）

- ・現地対策本部の活動に必要な室に電源等を確保するため、電気設備改修工事を実施します。
- ・緊急災害対策本部等との通信を確保するため、中央防災無線網によるネットワーク設備、電話交換設備等の情報通信基盤の整備に係る工事を実施します。



期待される効果

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した際に、現地対策本部の迅速な設置が可能になるとともに、災害に対する円滑な初動対応が可能となります。
- 整備後は、現地対策本部運営に関する訓練を実施し、今後起こるであろう大規模地震に対して万全を期すなど、災害に強い国土形成をソフト面から担うことが可能となります。

災害対策本部予備施設 備蓄倉庫棟新築

令和3年度概算要求額 487百万円（新規）

事業概要・目的

- 避難所等で使用する物資の備蓄は基本的に各自治体が行うところ、段ボールベッドのように受注生産となる物資や、感染症対策物資のように避難所開設後直ちに必要になるが流通や備蓄状況が不安定な物資については、国においても常時備蓄する必要があります。
- 備蓄物資については令和元年度補正予算等を活用して調達・備蓄しており、実際に、今般の令和2年7月豪雨において、被災地への支援物資として迅速に届けられました。
- また、避難所での感染症対策等のため、今後、備蓄量や備蓄品目がさらに増大する見込みであり、現在仮置き中である災害対策本部予備施設内（災害発生時の執務室となる部屋）では、適切な常時備蓄及び迅速な搬出入が可能なスペースがないことから、備蓄倉庫棟を新築します。

事業イメージ

○備蓄倉庫棟新築

- ・令和元年東日本台風以降のプッシュ型支援の実績を踏まえ、必要な量・種類の物資を政府として備蓄するため備蓄倉庫棟を新築します。
- ・建設予定地：東京都立川市（立川防災合同庁舎敷地内）
- ・構造・規模：S-2 延べ面積1,650㎡



○事業スケジュール

R3年度：敷地調査・設計・工事

○全体事業費：487百万円

期待される効果

- 備蓄倉庫棟の新築により支援物資備蓄可能量が確保され、大規模災害発生時におけるプッシュ型支援の対応力・迅速性・確実性が大きく向上します。

防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

令和3年度概算要求額 80百万円（新規）

事業概要・目的

- 近年、頻発、激甚化する災害に対して、より効果的・効率的に対応していくためには、ICTをはじめとする先進技術を積極的に活用していくことが重要です。
- また、先進技術の導入は、避難所における密の回避など、災害時の効果的な新型コロナウイルス感染症対策に資することが期待されます。
- 一部の先進的な地方公共団体においては活用が進んでいるものの、災害対応上の課題の解決に資する先進技術を知る機会が限られており、全国的に災害対応の効率化・迅速化を図っていくためには、更なる活用促進を行っていく必要があります。
- このため、地方公共団体等のニーズと先進技術とのマッチング支援や地方公共団体における効果的な活用事例の横展開など、官民連携により災害対応における先進技術の導入やデジタル化を推進する場となる「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」を設置します。

事業イメージ・具体例

- 先進技術を有する事業者等と地方公共団体等がその導入に向けた相談、調整等を行う場を提供
- 課題の洗い出しや効果の検証、効果的な活用事例の創出・横展開

マッチング支援

各地方公共団体のニーズにマッチした先進技術を有する事業者等とのマッチングの場を提供

地方公共団体



- ・AIチャットボット
- ・被災者支援システム
- ・衛星画像 等

効果的な活用事例の創出

マッチングにより各地方公共団体が導入した技術を活用し、実証実験を実施

- ・実証実験等の効果・改善点の把握
- ・より効果的な活用事例の創出
- ・先進技術の更なる導入拡大検討

防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

先進的な取組や活用事例の横展開

マッチングの事例紹介や、災害時に必要となる推奨データ形式等の効果的な事例を全国の地方公共団体に横展開し、全国的な先進技術の導入促進を支援

期待される効果

- 全国の地方公共団体への先進事例の横展開により、導入に関するノウハウ等の蓄積が図られ、災害対応における先進技術の活用が促進されます。
- 災害対応における地方公共団体等での先進技術の導入やデジタル化が推進され、災害対応の迅速化・効率化等が図られます。

災害対応業務標準化の推進

令和3年度概算要求額 35百万円 (25百万円)

事業概要・目的

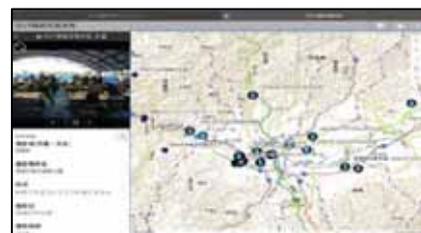
- 大規模災害時に、地方公共団体等の災害対応機関が円滑に災害対応を行うためには、各機関が持っている情報を集約・共有することが重要であり、内閣府において、現地で災害情報を集約・地図化して提供する災害時情報集約支援チーム（ISUT）^{アイサット}を運用しています。
- 他方、相次いで発生する豪雨災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震等への備えは急務であり、ISUTが行う情報共有の取組も、より災害対応機関と連携した効果的なものに進化させていく必要があります。
- このため、ISUTの情報収集・地図化のための体制を強化するとともに、地方公共団体等への研修を通じて、災害対応機関との更なる連携を進めていきます。
- また、近年、災害が大規模化しているとともに、本年には新型コロナウイルス感染症が発生したことから、災害対応業務が増加・複雑化しているため、組織間の連携を円滑にする災害対応組織、手法等の標準化が急務となっています。
- そこで、災害対応の標準化を推進し、災害対応機関間の連携の円滑化を図るため、災害対応業務ごとの標準的な手法をまとめた「日本版ICS（インシデント・コマンド・システム）」等の策定に向けた調査を行います。

事業イメージ・具体例

- ISUTが行う地図化等の業務の一部を民間事業者へ委託等することにより、作業の迅速化を図るとともに、現場写真等の被災情報をより迅速に災害対応機関に提供する情報集約・共有ツールを開発します。



被災現場を撮影



自動的に専用サイトに反映し、各災害対応機関に共有

- 地方公共団体の職員等を対象に、各災害対応業務におけるISUT作成地図の活用手法、災害情報の取得方法や望ましいデータ形式等に関する研修を実施します。
- 「日本版ICS」等の策定に向け、各災害対応機関の組織や活動内容に対する調査、有識者等からの知見の聴取を行います。

期待される効果

- ISUTの機能強化及び災害対応機関との連携により、災害対応機関における情報取得の迅速化につながるとともに、より効果的な災害対応の実施が期待されます。
- 各災害対応機関の対応の標準化により、各機関間の連携の円滑化が図られます。

南海トラフ地震等に関する応急対策活動の具体計画策定等調査検討

令和3年度概算要求額 89百万円（83百万円）

事業概要・目的

- 既存の南海トラフ地震及び首都直下地震具体計画は、それぞれの地震について、科学的に想定し得る最大規模の津波・地震を想定して策定したものである。日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震についても「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において検討された防災対策を検討する上で想定すべき最大クラスの地震・津波を対象とし、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討WGにおける被害想定および被害を軽減するための防災対策の検討結果を踏まえ、災害応急対策活動の具体的な計画を策定のための調査・検討を行う。
- 災害医療の整備体制について検討・検証を行い、大規模災害時における感染症への対応も含めた医療機能等の強化を図る。

事業イメージ・具体例

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、被害想定を検討を踏まえた寒冷地・積雪地であることも考慮した応急対策活動に関する具体計画策定のための調査・検討・救助・救急、消火活動等における広域応援のあり方について、調査・検討を行う。
 - ・物資支援のあり方について、寒冷地・積雪地という被災地の特性も考慮した調査・検討を行う。
 - ・緊急輸送ルート、各種防災拠点等について、関係省庁や都道府県と連携して新たに設定するための調査・検討を行う。
- 既存の具体計画の実効性の確保・向上のための資料作成・とりまとめ
 - ・既存の具体計画に定めている緊急輸送ルート、各種防災拠点等の様々なデータの最新情報について、関係省庁や都道府県等から情報を収集の上、分析し、必要な資料作成・とりまとめを行う。
- 令和2年度の病院船の活用に関する検討等を踏まえた船舶医療活動要領の検証及び大規模災害時の船舶の活用方法の検討
 - ・船舶医療活動要領について、その実効性を検証するため、国や都道府県で実施される防災訓練の場において、政府艦船を実際に使用した訓練を実施するとともに、訓練を通して改善項目を抽出し、必要に応じた見直しを行う。
 - ・大規模災害時における感染症への対応も含めた海上での医療機能強化を図るため、南海トラフ地震等を想定した船舶の運用方法等について検討を進め、応急対策活動の具体計画への反映を図る。

期待される効果

- 日本海溝・千島海溝沿いの大規模地震が発生した場合における応急対策活動について、具体計画を作成することにより、防災関係機関が相互に連携した的確かつ迅速な実施が可能となる。
- 緊急輸送ルート、各種防災拠点等の最新情報を既存の具体計画に反映させることにより、発災時のより適切な初動対応の実施が可能となる。
- 大規模災害時において、医療体制を強化しうる選択肢を広く検討・検証しておくことで、感染症発生時を含め国民の多様な医療ニーズに沿った円滑な医療活動等の実施に資することが期待される。

防災情報の収集・伝達機能の強化

令和3年度概算要求額 618百万円（324百万円）

事業概要・目的

○総合防災情報システムは、政府内で被災状況等を早期に把握し、迅速・的確な意思決定を支援することを目的としており、安定的な運用に加え、より効率的な災害対応を行うため、関係機関が運用するシステムとの情報連携が必要である。



○また、災害時に国から避難所までの物資支援に関する情報を関係機関で共有し、迅速かつ効率的な物資支援を行うために機能強化を進めている物資調達・輸送調整等支援システムの保守・運用体制の確保及び機能の向上を図る必要がある。



○さらに、情報収集機能の強化の観点から、SNSを活用した情報収集・発信や、民間や研究機関等が保有する災害リスク情報を位置情報付きの状態で収集することが重要である。

事業内容

○総合防災情報システム、物資調達・輸送調整等支援システムの保守・運用及び防災情報の連携に係る機能強化

災害の発生に備え、24時間365日の継続的な安定運用を図るため、定期点検等の保守・運用体制を確保するほか、津波浸水被害推計システムの拡張による機能強化や、関係機関が運用するシステムとの情報連携を図る。また、災害時における迅速かつ効率的な物資支援に繋げるため、保守・運用体制の確保のほか、都道府県システムとの連携機能の整備等により、一層の機能向上を図る。

○SNSを活用した情報収集・発信

適時・適切な災害対応と国民の被害の最小化のためSNSを活用した情報収集・発信を24時間体制で行う。

期待される効果

○システムの安定運用、関係機関が運用するシステムとの連携強化、被害情報等の収集機能の強化により、迅速・的確な意思決定の支援を図ることができる。

※総合防災情報システムについては内閣官房一括計上予算として要求。

被災者支援に関する総合的対策の推進 (避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組についての検討)

令和3年度概算要求額 35百万円 (31百万円)

事業概要・目的

[事業年度：平成25年度～終了年度未定]

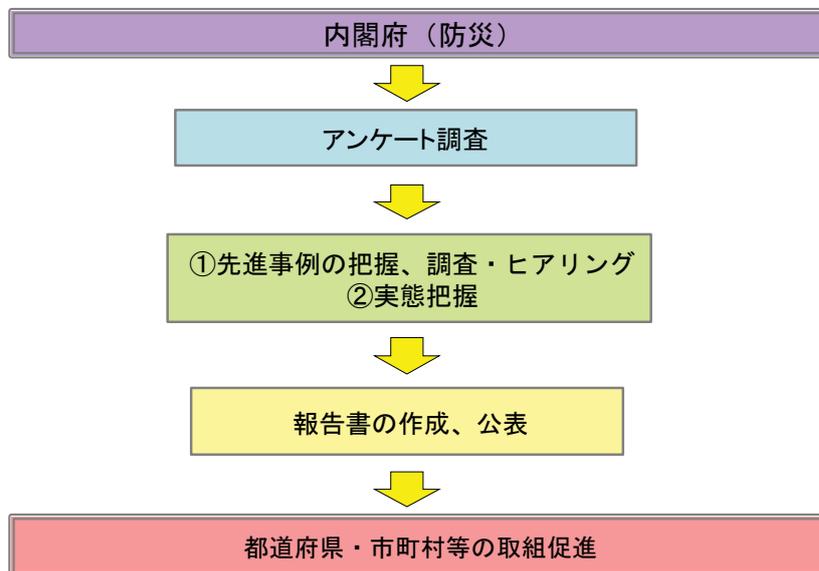
①避難所等における感染症対策等に係る調査

市町村における発災時の保健所・医療機関等との連携体制の現状について調査するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえて、感染症等の専門家や自治体における避難所運営の実務者等の意見を踏まえ、今後、自治体において必要となる対策について検討する。

②指定避難所となる施設の防災機能調査

市町村へのアンケート調査により、指定避難所となる施設の防災機能の現状を把握するとともに、避難所となる施設において、施設・設備・備蓄面であらかじめ備えておくべきものについての検討調査を行う。

事業イメージ・具体例



期待される効果

都道府県・市町村職員等への周知等をおこなうことにより、避難所の開設時の準備だけでなく、被災者の生活環境の整備を促進することにも繋がるものである。

要支援者の避難に係る個別計画の策定の推進

令和3年度概算要求額 57.2百万円（新規）

事業概要・目的

- 平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨など、大規模災害が近年頻発しているなか、多くの高齢者や障害者等が被害を受ける結果となり、要配慮者の避難の実効性確保は急務となっている。
- 自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の要支援者ごとの避難計画である個別計画は、その策定の必要性は理解されているが、現に取組を進めているのは一部の市町村に留まり、記載内容、策定のプロセス等が確立されていない。また、実効性のある計画の策定には、福祉専門職や地域支援者の参画が不可欠であり、相当の時間や人材・予算、ノウハウ等が必要となることから、市町村において取組が進みにくい状況にある。
- こうしたなか、中央防災会議防災対策実行会議における「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の検証を受けて設置された「高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」の中間とりまとめ案でも、個別計画の策定の普及のため、人材の確保と育成を支援する仕組みづくりやモデル地区を設定した取組を実施し検証することが重要とされているところ。
- このため、本事業において、個別計画の策定のモデル事業等を実施することにより、要配慮者の避難の実効性を確保し、全国的な策定推進を図るものである。
- なお、新型コロナウイルス感染症の存在下では、災害時の避難において、3密を避けるため、分散避難等の対応が必要となる。個別計画は策定過程で避難先との調整、確定を行うため、確実な分散避難が実現される。高齢者等の避難における感染症対策のために必要な経費であり、緊要な経費である。

事業イメージ・具体例

個別計画の策定促進に資する効果的・効率的な手法を構築するため、モデル事業や専門家派遣を実施し、現場における当該計画策定作業等の分析を通じて、策定ノウハウの確立を図る。また、その成果を踏まえ、フォーラム等を実施し、個別計画の全国的な策定推進を図る。

【モデル事業】 実効性のある個別計画の策定に取り組む意欲はあるが、現時点で策定に未着手の市町村に対して、当該計画策定に係る有識者が指導・助言等の支援を行い、福祉専門職や地域の専門家が参画するモデル事業を実施し、当該事業の下での一連の策定作業を通じて、効率的な策定プロセス（最適モデル）の確立を目指す。

※個別計画策定プロセス：研修や説明会の実施～関係者との調整～計画策定～訓練等による検証～運用

【専門家派遣】 個別計画の策定に既に取り組んでいるが、課題を抱えている市町村に対して、特定の課題解決に資する専門家を派遣することにより、当該特定の課題について解決手法等を確立し、当該計画の策定促進につなげる。（以下は例示）

・福祉専門職の協力等が進まない市町村に対して、個別計画策定に関わる福祉専門職を講師として派遣し、研修会や説明会を実施。

・個別計画の実効性等に課題のある市町村に対して、避難訓練に知見のある有識者を派遣し、個別計画を用いた避難訓練を実施。

【フォーラム等実施】 モデル事業や専門家派遣により得られた個別計画の策定等に関するノウハウを全国的に展開するため、フォーラム等の実施等の普及啓発の取組を行う。

期待される効果

- ①個別計画の策定に係る効率的な策定プロセス（最適モデル）の確立
- ②個別計画策定等に関する特定の課題に関する解決手法等の確立
- ③①及び②の全国的な展開・共有化

により、実効性のある個別計画に係る効率的な策定ノウハウが確立され、当該計画の各地域での策定が促進される。

被災者支援に関する総合的対策の推進経費

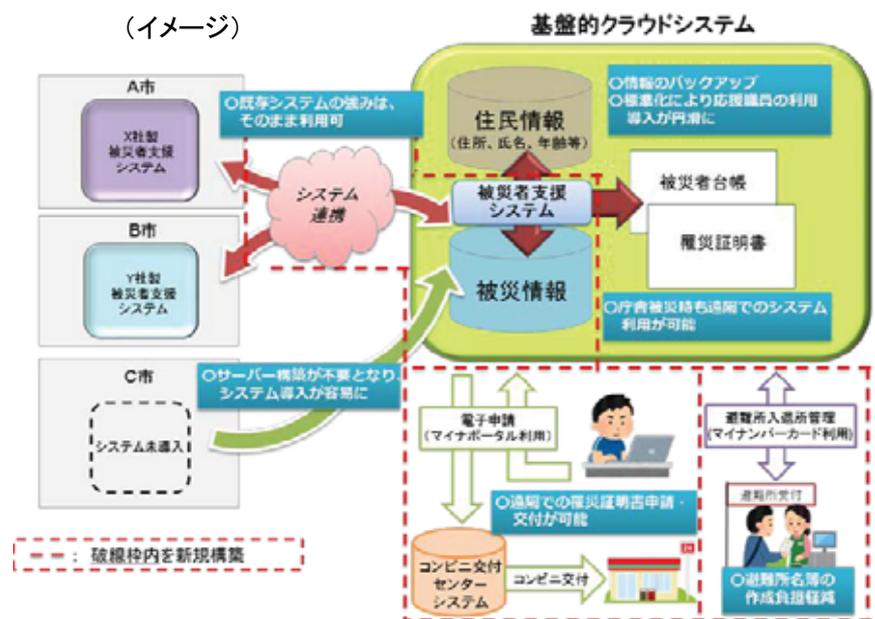
令和3年度概算要求額 750百万円（新規）

事業概要・目的

- 被災者が災害発生後に速やかに生活再建に着手するためには、迅速に被災者支援手続を行う必要があります。
- 一方で、被災者支援手続の迅速化に資する被災者台帳の作成等を支援するシステムの導入は、全国の市町村の約半数にとどまっているほか、各市町村の被災者支援システムの仕様が異なる場合があり、災害時に応援職員が被災市町村のシステムに慣れるまでに貴重な時間を要しています。
- また、罹災証明書の申請や受け取り、避難所の受付の際に、手続等で窓口に行列ができるなど、新型コロナウイルス感染症対策上の問題もあります。
- こうした課題を解決するため、電子申請やコンビニ交付の機能も含め、各市町村での共同利用が可能なクラウドを活用した被災者支援システムを、各市町村とも連携して実証実験を行いつつ、検討・開発します。

事業イメージ・具体例

- 各自治体が共同利用できるクラウド上で、住民情報と被災情報を連携して被災者支援に活用することを可能とし、罹災証明書の電子申請やコンビニ交付等にも対応できる基盤的なシステムを構築します。



期待される効果

- 被災者支援システムの導入が促進され、被災者支援手続の迅速化につながります。
- 操作画面や入力項目等が標準化され、災害時の応援職員による業務の円滑化が見込まれます。
- 罹災証明書等のオンライン申請やコンビニ交付の導入により、被災者の手続の負担軽減及び感染症対策に寄与します。
- マイナンバーカードを活用した入退所管理による避難所運営の効率化が見込まれます。
- 大規模災害時に、市町村の庁舎機能が麻痺したとしても、クラウド上のシステムを活用して、被災者支援が可能となります。

被災者生活再建支援等データベース整備経費

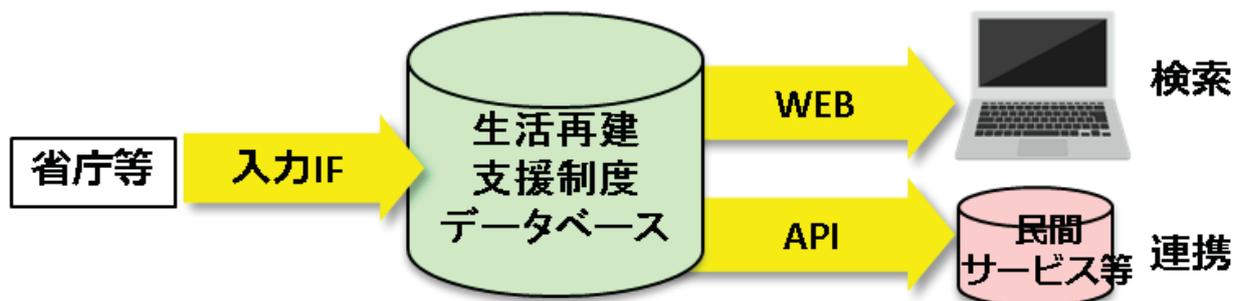
令和3年度概算要求額 130百万円（新規）

事業概要・目的

- 大規模災害時には、各省庁や地方公共団体から各種被災者支援等の制度の情報が提供されているが、多くの制度があり、また順次新たな制度が追加されることから、被災者等が必要な制度を調べ、利用できるまでに時間、労力を費やしている。
- 被災者等の生活再建支援の迅速化のため、被災者、行政機関窓口職員等が必要な情報をワンストップで簡単に検索できるように、生活再建支援等の制度を一元的に集約したデータベースを構築し、WEB等で提供することが可能な環境を築く。

事業イメージ・具体例

- 被災者生活再建支援等データベース整備
各機関の個人向け・行政機関向け生活再建支援制度を集約し、データベースを構築する。また、各行政機関が簡易に各制度を一元管理可能なインターフェースを構築するとともに、被災者や行政機関窓口がカテゴリ等からワンストップで簡単に検索可能なWebを構築、提供する。



- システム保守運用・入力支援業務
安定的に稼働するためシステムの保守運用を図るとともに、災害発生時等に迅速にコンテンツが更新されるよう入力支援を行う。

期待される効果

- 被災者、行政機関の窓口職員が様々な期間の支援制度を簡易に把握することで、支援制度の利用の促進、生活再建支援の迅速化を図る。

※内閣官房一括計上予算として要求。

被災者支援・復興対策の推進①

(被災者生活再建支援法関連調査経費、災害の被害認定基準等の適正な運用の確保)

令和3年度概算要求額 **24百万円** (24百万円)

事業概要・目的

被災者支援を円滑に進めるため、以下の調査・検討等を行う。

1. 被災者生活再建支援法

- 各年度の災害により被災された世帯に対して、被災世帯の生活再建実態等を調査することにより、制度の運用に関する課題等を検証するものである。支援法の施行後継続して行われていますが、毎年度発生した災害に対する状況を調査するものであり、支援法適用の災害が発生する限り、継続的に毎年度調査することが必要(災害の種類、被災規模、地域等は個別の災害ごとに異なり、調査の対象、生活再建実態等も異なることから、毎年度調査し、課題を把握・検証することが重要。)である。

2. 災害の被害認定基準等の適正な運用の確保について

- 罹災証明書の早期交付には、被害認定調査・罹災証明書交付業務に大量の人員が必要となる一方、広域化・多様化する近年の災害においては、各種対応に多くの人員が必要となり、本業務に充てるための人員が不足することが想定される。このため、マンパワーによらない業務の効率化・迅速化を図る必要があり、以下の観点から取組を推進する。
 - ・最先端技術の活用など「手法」による効率化・迅速化
 - ・調査員の能力向上など「質」による効率化・迅速化

事業イメージ・具体例

1. 制度の適用状況、支援対象、負担のあり方、被災世帯の生活再建実態等に関して、情報収集やアンケート調査等を行い、問題点の有無を検証する。
2. ドローンや航空写真を活用した被害認定調査、罹災証明書の電子申請などの最先端技術の活用事例等を調査・分析し、業務の効率化・迅速化が図れる手法を自治体へ周知する。また、全国の調査員の一定レベルへの能力向上を図るため、統一的な演習問題を作成し、各都道府県の市町村向け説明会等で活用する。

期待される効果

1. 現行法の課題等を整理・検討することにより、今後の被災者支援施策の企画・立案に生かしていくことが達成できる。
2. 各種災害発生時に市町村が適正かつ迅速に被害認定調査を実施できるようにすることで、各種支援策を円滑に進めることができる。

被災者支援・復興対策の推進②

(復興施策の調査、被災者の住まいの在り方に関する検討)

令和3年度概算要求額 **40百万円** (39百万円)

事業概要・目的

今後発生が予想される大規模災害に備え、地方公共団体による迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、以下の調査・検討等を行う。

1. 復旧・復興対策の事例収集や取組調査について

復旧・復興に係る施策や過去の災害での具体的な取組事例を「災害復興対策事例集」等としてとりまとめ、その取組内容を地方公共団体に周知しているところ。地方公共団体の復旧・復興対策がより良いものになるよう、近年の大規模災害における復旧・復興への取組事例等について、新たな調査を行い、「災害復興対策事例集」等を改訂し、周知等を行う。

2. 被災者の住まいの在り方に関する検討調査について

被災経験のない自治体の多くでは、被災者ニーズの把握方法、必要な支援策の検討、具体的な取組等について、関係部署間でどのように連携すべきかなど、必要な対応が検討されていないのが現状。このため、被災自治体が発災後に求められる様々な対応やそのために必要な部署間の連携を円滑に行うことで、早期の住まいの確保や各種支援策の適用の迅速化を図る。

事業イメージ・具体例

1. 平成30年7月豪雨、令和元年台風19号など近年日本各地で発生した大規模災害からの復旧・復興への取組事例について、文献調査や被災地方公共団体へのヒアリング調査等により情報収集を実施。

これらの調査結果を取りまとめ、各種の復旧・復興施策に係る留意事項、手順等を整理し、「災害復興対策事例集」等を改訂し、周知するとともに、新設予定のWEBサイト上にも情報提供を行う。

2. 関係部署間が綿密に連携し、各種支援策の適用が迅速かつ的確に実施された事例などをモデルとし、各自治体が平時から必要な対応を検討することで、発災時の迅速な復旧復興を図る。

- ・被災自治体において、発災からのフェーズ（被災者ニーズ把握、罹災証明書の交付、各種支援策の適用（復旧期、復興期）等）に応じて実施された取組や効果的だった連携事例などについて調査・分析
- ・発災を想定した訓練を実施している自治体の取組や災害時の体制構築について調査・分析

期待される効果

1. 復旧・復興施策の取組事例等を調査するとともに、復旧・復興対策に係る留意事項を整理し、地方公共団体に示すことにより、今後発生が予想される大規模災害等において、地方公共団体における復旧・復興への迅速かつ円滑な取組に寄与。

2. 被災経験のない自治体において発災した際、発災後の必要な支援策の検討や部署間の連携を的確に行えるようになることから、早期の住まいの確保や各種支援策の適用の迅速化が図られる。

被災者生活再建支援金補助金

令和3年度概算要求額 600百万円 (600百万円)

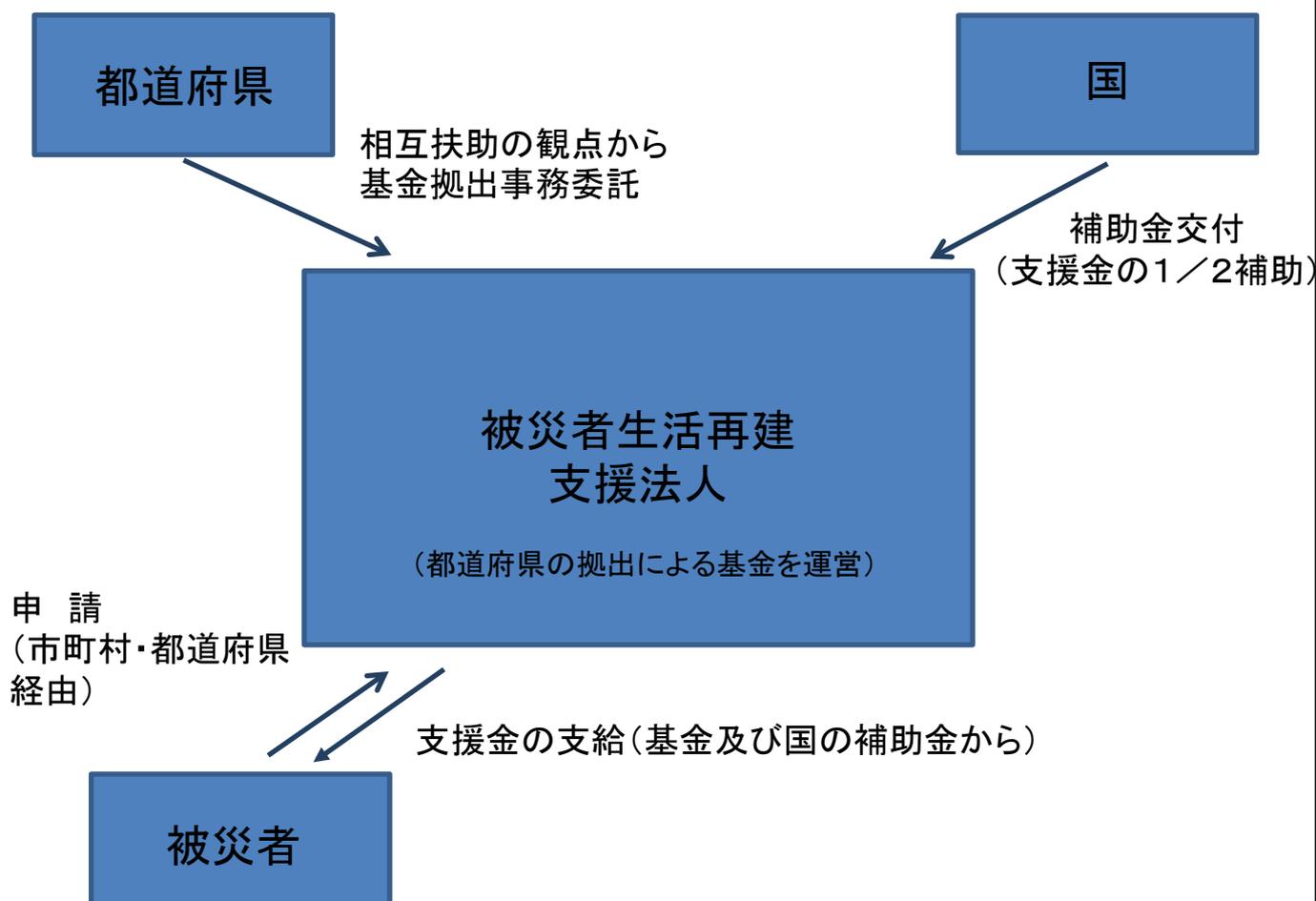
被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を補助する。

被災者生活再建支援法 (平成10年制定)

【目的】 自然災害を受けた被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

- 全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金(注)を活用し、住宅が全壊した世帯等に対して最大300万円までの被災者生活再建支援金を支給
(「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果や各方面からの要望も踏まえ半壊世帯の一部にも支給対象を拡大する方向で、検討・調整等の手続きを進めている。)
- 国は支給される被災者生活再建支援金のうち 1/2 を補助

(参考) 被災者生活再建支援金支給制度の仕組み



※復興庁一括計上(東日本大震災復興特別会計)として4,452百万円(10,113百万円)を要求。
(補助率は4/5)

災害救助費等負担金

令和3年度概算要求額 4,280百万円（4,280百万円）

1 災害救助費負担金

一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事が災害救助法に基づき、被災者に対して行った応急救助に要した費用について負担を行う。

○ 災害救助法に基づく救助

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 食品の給与
- 飲料水の供給
- 生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索・処理
- 障害物の除去

○ 国庫負担割合

被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ、5割から約9割を国庫負担する。

普通税収入見込額の割合		国庫負担割合
① 収入見込額の2/100以下の部分	→	50/100
② 収入見込額の2/100超4/100以下の部分	→	80/100
③ 収入見込額の4/100超の部分	→	90/100

※復興庁一括計上（東日本大震災復興特別会計）として1,996百万円（5,076百万円）を要求。

2 国民保護訓練経費

都道府県知事が、国民保護法に基づき救援に関する訓練を国と共同で実施した場合の経費について全額補助する。

災害弔慰金等負担金

令和3年度概算要求額 140百万円 (140百万円)

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が、自然災害で死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、又は重度の障害を負った者に対して災害障害見舞金を支給した場合、国が1/2を（都道府県1/4・市町村1/4）負担する。

1 災害弔慰金

○ 支給対象遺族

- ① 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ② 上記①の遺族がない場合に兄弟姉妹（死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

○ 支給金額

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 支給遺族の生計維持者が死亡した場合 | 500万円 |
| ② その他の者が死亡した場合 | 250万円 |

2 災害障害見舞金

○ 支給対象者

重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

○ 支給金額

- | | |
|---------|-------|
| ① 生計維持者 | 250万円 |
| ② その他の者 | 125万円 |

【参考】復興庁一括計上分（東日本大震災関係）

令和3年度概算要求額 73百万円 (96百万円)

災害援護貸付金

令和3年度概算要求額 150百万円 (150百万円)

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が、都道府県内で災害救助法が適用された自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸し付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸し付ける。

○ 制度概要

- | | |
|--------|--|
| ① 貸付金額 | 被害状況に応じて 150万円 ~ 最高 350万円 |
| ② 所得制限 | 例) 住居が滅失した場合 1,270万円
(市町村民税の前年度総所得金額) |
| ③ 利率 | 年3%以内で条例で定める率
(据置期間中は無利子) |
| ④ 据置期間 | 3年 (特別の場合5年) |
| ⑤ 償還期間 | 10年 (据置期間を含む) |
| ⑥ 償還方法 | 年賦、半年賦又は月賦 |
| ⑦ 貸付原資 | 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3 |

【参考】復興庁一括計上分(東日本大震災関係)

令和3年度概算要求額 119百万円 (216百万円)

国際関係経費

令和3年度概算要求額 262百万円（248百万円）

事業概要・目的

【背景】

- 世界ではアジアを中心に大きな災害被害が毎年のように発生
→ **災害被害の軽減は、国際社会の共通の重要課題**
- 第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015－2030」が各国において着実に実施されることが重要。

【目的・事業概要】

- 「仙台防災枠組」の国内外における普及・定着を図るため、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、
 1. 我が国企業の海外展開支援に資する戦略的な国際防災協力の展開
 2. 「仙台防災枠組」推進のための国連防災機関を通じた国際防災協力
 3. アジア地域における多国間防災協力 等 を推進する。

事業イメージ・具体例

- (1) 国際経済活動における戦略的な防災分野への投資推進
 - 我が国企業の防災インフラの海外展開を促進するため、令和元年8月に創設したJIPADの活動を活性化し、我が国の防災分野の知見（防災技術・ノウハウ等）を戦略的に発信する。
- (2) 「仙台防災枠組」推進のための国連防災機関の活動支援等
 - 「仙台防災枠組」の推進のため、国連防災機関（UNDRR）が実施する全世界を対象とした「仙台防災枠組」の推進活動を支援する。
- (3) アジア地域における多国間防災協力の推進
 - アジア地域における、防災情報の収集・提供、人材育成、「世界津波の日」を含む津波防災の意識啓発等の活動を支援する。
- (4) 国際復興支援プラットフォーム（IRP）の活動支援
 - IRPの活動を通じて、各国の災害復興に関する経験や教訓、「より良い復興」に関する優良事例等を収集し、国際社会で広く共有する会議を開催する。
- (5) 国際防災会議等への出席
 - 国際防災会議等に参加し、我が国の知見を発信する。
- (6) 日中韓防災担当閣僚級会合等の開催
 - 閣僚級会合等を開催し、情報共有・意見交換を行う。

期待される効果

- 第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組」の普及・定着により、アジアをはじめとする各国における本枠組の着実な実施が推進され、世界の災害被害の軽減が図られる。
- 我が国企業の防災インフラの海外展開の機会が増進される。

特定地震防災対策施設運営費補助金

令和3年度概算要求額 251百万円（251百万円）

事業概要・目的

○ 事業概要

阪神・淡路大震災を始めとした国内外の地震災害の経験や教訓などに関する震災関連資料の収集・展示及び体験・学習並びに地震防災の調査研究及び専門家の育成等の事業を行う特定地震防災対策施設の運営費の2分の1を補助する。

○ 目的

大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に活かすために、防災の重要性の市民への普及啓発、実践的な防災研究、災害対応の現地支援やネットワークの形成等を通じて、

- ・ 地域防災力の向上
- ・ 防災政策の開発支援
- ・ 災害対策の発信拠点の形成

等を図る特定地震防災対策施設の活動を推進する。

事業イメージ・具体例

○ 展示

被災者・市民・ボランティア等と協力・連携し、大震災の経験・教訓を、特に子供等に向けて情報発信する。

○ 実践的な防災研究と若手防災専門家の育成

防災施策や災害対策の立案・推進に資する実践的な防災研究を実施し、学術的価値の確立を先導する。

○ 災害対応の現地支援

大規模災害時に災害対応の実践的・体系的な知識を有する人材を被災地に派遣する。

○ 交流・ネットワーク

防災に関する行政実務者、研究者等、多様なネットワークを形成する。

○ 災害対策専門職員の育成

地方公共団体の防災担当職員等への研修等によって、災害対策実務の中核を担う人材を育成する。

○ 資料収集・保存

阪神・淡路大震災の資料を継続的に収集・蓄積し、防災情報を整理・発信する。

期待される効果

- 特定地震防災対策施設の円滑かつ安定した運営により、地震防災対策の向上に資する。

参 考 資 料
(制度見直しの方向性)

「令和元年台風第19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」の概要

【避難行動関係(避難WG)】 課題

<p>災害リスクと とるべき行動 の理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの認知、活用が不足 ・洪水による死者のうち7割弱が浸水想定区域の範囲内で犠牲 ・住民ウェブアンケートでは、約半数が「ハザードマップ等を見たことがない」又は「見たことがあるが避難の参考にしていない」と回答 ・警戒レベル4の「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」の意味が正しく理解されていない ・住民ウェブアンケートでは、避難勧告及び避難指示（緊急）両方の意味を正しく理解していたのは17.7%
<p>高齢者等の 避難の 実効性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「全員避難」や「命を守る最善の行動」の趣旨が住民に伝わっていない ・住民ウェブアンケートでは、約4割の人が「全員避難」を「災害の危険がないところにいる人も避難する必要がある」と回答 ・豪雨時の外出リスクが認識されていない ・台風第19号の犠牲者のうち約6割が屋外で被災、うち半数以上が車での移動中。出退動途中の人も含まれていた ・災害時に市町村のホームページにアクセスが集中、サーバーがダウンする事例
<p>大規模 広域避難の 実効性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者等の避難に課題 ・台風第19号における死者(84名)のうち65%が65歳以上の高齢者 ・自宅での死者(34名)のうち79%が高齢者
<p>大規模 広域避難の 実効性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模広域避難を行う場合の課題が顕在化 ・荒川下流域(江東5区)では、広域避難が初めて現実問題に ・避難時間や避難先の確保が難しい等の課題が明らかに ・利根川中流域においては、深夜に広域避難を実施

対応策

<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を促す普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を全国で展開 R2・出水期まで <p>【実施内容】 市町村から、ハザードマップや避難行動判定フロー・避難情報のポイントを各戸に配布・回覧(主なポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難とは「難」を「避」を「避」けること(安全を確保すること) ・安全な親戚・知人宅も「避難先」 ・警戒レベル4は「危険な場所から全員避難」 <ul style="list-style-type: none"> ー 避難勧告は、避難に必要な時間を考慮して発令されるもの 避難勧告のタイミングで避難 ー 避難指示(緊急)は、緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令されるもの(必ず発令されるものではない) ・警戒レベル5は既に災害が発生、無理な屋外避難は控える <p>水害・土砂災害リスクのある地域の小・中学校で、災害リスクや避難行動判定フローを確認 病院・福祉施設の施設管理者が所在地の災害リスクを確認 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「全員避難」や「命を守る最善の行動」について、災害時に補足的な説明を加えながら呼びかけ R2・出水期まで <p>例:「全員避難」との表現を用いる際は、「危険な場所から全員避難」等と適宜補足して マスコミや防災行政無線から発信 等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「避難勧告・避難指示(緊急)」について自治体の意見を踏まえた制度上の整理 R2年内 ・社員等が不要不急の外出を控えることができるよう、テレワーク、時差出勤、計画的休業等の措置について、経済3団体へ協力要請 R2・出水期まで ・災害時におけるホームページへのアクセス集中対策(webサイトの軽量化等)の実施促進 R2・出水期まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村において、避難行動要支援者名簿とハザードマップ等を活用し、災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、防災・危機管理部局と医療・保健・福祉部局等の間で共有 R2・出水期まで ・福祉関係者等が高齢者・障害者宅訪問時、災害リスク等を本人と確認(避難の理解力向上キャンペーン) ・高齢者等の避難の実効性確保に向けた、更なる促進方策について検討 R2年内
<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難に当たっての留意点について市町村に周知 R2・出水期まで <p>暴風雨時の避難回避や計画運休等を見込んだ早めの避難等の調整・発令タイミングの必要性 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生前に大規模広域避難を円滑に行うための仕組みの制度化の検討 R2年内 	

(注) 対応策のうち「R2年内」検討の事項については、避難ワーキンググループを引き続き存置し検討を実施

33

課題と背景

①警戒レベル4の避難勧告、避難指示の意味の違いが正しく住民に理解されておらず、また両方とも警戒レベル4に位置付けられ住民にわかりにくい

- ・住民ウエブアンケートでは、
 ー 避難勧告・指示両方の意味を正しく理解していたのは2割未満
- ・市町村向けアンケートでは、
 ー 警戒レベル4に避難勧告・指示の両方が位置付けられ住民にわかりにくいとの回答が約7割

②警戒レベル5災害発生情報は、市町村が災害の発生を把握できず発令できないことが多いため、有効に機能していない

- ・「緊急に安全を確保するよう促す情報」の名称等に加え、屋内移動等による安全確保や高齢者等に対して早期の避難を促すことの明確化、新たな避難情報の制度の周知等について検討が必要

・災害発生前に国が対策本部を設置できない

- ・災害発生前に、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置できるのに対し、(国の)非常災害対策本部は、非常災害が発生した場合にしか設置することができない。
- ・大規模広域避難が必要な「災害が発生するおそれ」の段階で、国・都道府県・市町村・民間事業者等の関係機関が連携して対応する必要がある。
- ・「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が、避難先・避難手段の調整を行う仕組みがない

避難情報関係

広域避難関係

対応の方向性

- ① 避難のタイミングを明確にするため、避難に関する情報としては避難指示に一本化
- ② 状況が切迫し、緊急に安全を確保するよう市町村長が特に促したい場合に発令する情報を制度化

警戒レベル	とるべき行動	行動を促す情報
5	命を守る 最善の行動	災害発生情報 (災害発生を把握した場合に可能な範囲で発令)
4	危険な場所から 全員避難	・避難指示 (緊急) ・避難勧告

警戒レベル	とるべき行動	行動を促す情報 (説明)
5	命を守る 最善の行動	② [緊急に安全を確保するよう促す情報] (名称は今後検討)
4	危険な場所から 全員避難	① 避難指示 (現行の避難勧告のタイミングで避難指示を発令) ② 災害対策基本法に基づき情報

- ・状況が切迫し、緊急に安全を確保するよう、特に促したい場合に発令される
- ・災害がまさに発生するおそれがある場合にも発令可能な情報と位置付ける
- ・必ず発令される情報ではない

- ・避難を促す情報は避難指示に一本化

・「緊急に安全を確保するよう促す情報」の名称等に加え、屋内移動等による安全確保や高齢者等に対して早期の避難を促すことの明確化、新たな避難情報の制度の周知等について引き続き検討

・「災害が発生するおそれ」の段階での国の対策本部設置の制度化

- ・広域避難の準備・開始の段階で、広域避難を円滑に行うために、「災害が発生するおそれ」の段階でも国が対策本部を設置し、本部長から地方公共団体の長や公共交通機関等に対し、必要な指示や協力を求めることができるように制度化する。

・避難先・避難手段の調整等の仕組みについて引き続き検討

(注) 対応の方向性のうち「グレー囲み」の事項については、サブワーキンググループで引き続き検討し年内にとりまとめ

被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議の検討結果（概要）

【実態把握調査の結果】

- 半壊や準半壊でも適切な保険・共済への加入により数百万円程度の受取金
- 住宅再建が進まないのは、保険・共済の未加入世帯が多い

- 住宅の補修費等は、同じ「半壊」であっても損害割合に応じて大きく異なる
- ＜補修費の平均＞
- | | 損害割合 |
|-------|---------------------|
| 半壊 | (20%～29%) : 162.8万円 |
| 半壊 | (30%～39%) : 466.6万円 |
| 大規模半壊 | (40%～49%) : 926.4万円 |

【今後の方向性】

- 災害からの住宅再建等は「自助」による取組が基本（それを支援金等の「公助」で側面的に支援）
- 国・地方が連携して、住民に対し、保険・共済への加入促進など自助の取組を促していくことが重要

- 半壊のうち損害割合20%台は、既存の応急修理での対応が考えられる
- 半壊のうち損害割合30%台は、「著しい被害」として、支援金の対象とすることが考えられる（その際の支援額は、補修で50万円程度が妥当）
（併せて建設・購入で100万円、賃借で25万円程度が妥当）



この拡充により、支援金と応急修理を合わせた支援の枠組みは、被害の程度に応じて調和のとれたものとなる

被災者生活再建支援金の支給対象の拡充

（赤字部分が実務者会議の検討結果で提案された拡充内容）

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

損害割合	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
		建設・購入	補修 賃借（公営住宅を除く）	
①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤半壊	支給せず	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

※半壊のうち損害割合20%～29%は支給対象としない。

＜参考＞住宅の応急修理（災害救助法：現物給付）

半壊以上（損害割合20%以上）：最大59.5万円

準半壊（損害割合10%～19%）：最大30万円

令和 3 年度内閣府防災部門 税制改正要望事項

令和3年度税制改正要望事項

①被災者生活再建支援金に係る非課税措置等の拡充 [拡充]

＜税目＞（国税）所得税、国税徴収法 （地方税）個人住民税、徴収規定

背景・目的

被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）については、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援するために支給されるものであり、このような趣旨に鑑みて、支援金については、所得税、個人住民税を課さないこと及び差押え等はできないこととする必要がある。

現行制度の概要

全壊世帯や大規模半壊世帯等に支給された支援金については、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援するために支給されるものであり、このような趣旨に鑑みて、支援金については、所得税及び個人住民税を課さないこととしている。また、同様の趣旨から支援金の差押え等はできないこととしている。

要望内容

被災者生活再建支援金について、半壊世帯の一部についても支給対象とする方向で検討しており、当該半壊世帯の一部に支給される支援金についても、所得税及び個人住民税を課さないこととする非課税措置等を講じる。

②熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨に係る被災住宅用地等に係る課税標準特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充〔拡充〕

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

背景・目的

公共工事の未了等、様々な原因により、引き続き多くの被災者が令和 2 年度中に住宅再建を完了できない見込みであり、住宅再建を目指す被災者の負担を軽減する必要がある。

現行制度の概要

住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、当該土地が住宅用地として使用することができないと市町村長が認めた場合に限り、原則として被災後 2 年度の間、固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置及び住宅が震災等の事由により滅失・損壊した家屋の所有者が被災後 4 年度までに、当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得等した場合において、当該取得等後 4 年度分の当該家屋に係る固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置

要望内容

熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨について、被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置を 2 年間延長する拡充を行う。

＜国土交通省と共同要望＞

③熊本地震に係る被災代替償却資産に係る特例措置の拡充〔拡充〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

熊本地震については、未だに市街地の土地区画整理事業・県道整備等の公共事業が完了していないため、被災者が現在、事業の再建に着手できず、仮設住宅での生活や仮設店舗で規模を縮小した営業をせざるを得ない者が存在しているところであり、令和3年度以降も事業再建を行う者が想定されていることから、引き続き税制上の優遇措置を講じる必要性がある。

現行制度の概要

震災等により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして、被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で取得または改良する償却資産に係る固定資産税について、4年間にわたり2分の1に減額する措置を、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得したものに限り講ずる。

要望内容

熊本地震においては、「震災発生から4年を経過する年の3月31日までの期間」について、2年間適用期限の延長を行い、令和5年3月31日までの期限とする。（令和4年度末まで）

＜経済産業省と共同要望＞（内閣府は従要望）

④津波避難施設に係る特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

津波発生時の避難については、高台までの避難に相当の時間を要する平野部や背後に避難に適さない急峻な地形が迫る集落等では、避難施設を確保することが容易ではなく、十分な避難時間を確保できない地域もあり、事前に避難施設を確保しておくことが必要不可欠である。そのため、引き続き、緊急的・一時的な避難施設を確保する必要がある。

また、津波防災地域づくりに関する法律において、指定避難施設及び協定避難施設が規定されており、これらを活用することで、津波発生時における避難施設の確保を図っているところ。一方、上記措置は、当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながるため、引き続き、本特例措置により、施設所有者等の負担軽減を図る必要がある。

現行制度の概要

【指定避難施設】

津波防災地域づくりに関する法律に基づいて都道府県知事が指定した津波災害警戒区域において、市町村長により指定された指定避難施設の避難の用に供する家屋のうち指定避難用部分及び指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を5年間、 $2/3$ を参酌して $1/2$ 以上 $5/6$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が地方税法第389条の規定を受ける場合は $2/3$ ）とする。

【協定避難施設】

津波災害警戒区域において、管理協定が締結された避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を5年間、 $1/2$ を参酌して $1/3$ 以上 $2/3$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が地方税法第389条の規定を受ける場合は $1/2$ ）とする。

要望内容

適用期限を3年間延長し、令和6年3月31日までとする

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

⑤緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改良促進のための特例措置の延長〔延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

東日本大震災では、鹿島港では航路沿いの民有護岸・岸壁が被災、航路に土砂が流出したことで、約2週間にわたり船舶の交通を阻害された。

南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が懸念され、港湾において、非常災害時に耐震強化岸壁等を活用した海上ルートからの緊急物資輸送やエネルギー物資の供給を確保することが必要であるなか、港湾の護岸等の約4分の1を占める民有施設の耐震性確保が重要な課題となっている。

このため、耐震改修に対する支援として、平成26年の港湾法改正により、国による無利子貸付を可能にし、加えて固定資産税の課税標準の特例措置を講じるとともに、港湾管理者が港湾法第56条の5の報告徴収制度を用いて、耐震性確保に係る点検、診断を踏まえた技術基準の適合性に関し調査を実施してきたところ。

大規模自然災害に備え、国、港湾管理者等は総力をあげて港湾機能の継続に取り組むなか、民有護岸の耐震改修を事業者呼びかけ、改修を促していくためには税制による支援は不可欠である。

現行制度の概要

南海トラフ地震防災対策推進地域などにおいて、国の無利子貸付を受けて改良された特別特定技術基準対象施設に対する固定資産税の課税標準を取得後5年間、次の通りとする。

（イ）南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良され、その港湾区域が開発保全航路又は緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設 1／2

（ロ）（イ）以外の施設 5／6

要望内容

現行の措置を3年間延長し令和6年3月31日までとする。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

○その他、「生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設」を要望。

令和 3 年度内閣府防災部門 機構・定員要求事項

令和3年度 内閣府防災の主な機構・定員要求

令和2年9月

機構要求

○防災対策

- 発災時の住家等に係る被災者生活再建のための体制の抜本強化
参事官（1）の新設
- 発災時の事業継続のための体制の抜本強化
企画官（1）の新設
- 風水害対策等の施策の推進・総合調整のための体制整備
企画官（1）の新設

※新設に係る振替財源は検討中。

定員要求

○防災対策

所要の体制整備のために5人の増員を要求。

以上



内閣府

郵便番号 100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎第8号館3階

内閣府政策統括官（防災担当）

電話 (03) 5253-2111 (大代表)

URL <http://www.bousai.go.jp>